



2022年2月24日

各 位

会 社 名 株式会社ダイレクトマーケティングミックス
代 表 者 名 代表取締役社長 C E O 小林 祐樹
(コード番号：7354 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 土井 元良
(TEL 06-6809-1615)

指名委員会等設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行することを決定し、2022年3月25日開催予定の第5期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 指名委員会等設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、業務執行と監督機能の明確な分離による経営監督機能の強化、業務執行における権限・責任の明確化と経営の透明性・客観性の向上等を目的として、指名委員会等設置会社への移行を決定いたしました。

(2) 移行の時期

2022年3月25日開催予定の第5期定時株主総会において、定款変更についてご承認をいただき、指名委員会等設置会社へ移行する予定です。

2. 指名委員会等設置会社の概要

(1) 指名委員会等設置会社は、執行機関と監督機関を分離するものであり、取締役は業務執行を行わず、取締役会の決議により選任された執行役が業務執行を行います。

また、重要な業務執行の権限を執行役に委譲できるため、経営のスピードアップや機動的な事業展開が可能となります。

(2) 取締役会の内部機関として、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置し、各委員会は3名以上の取締役によって構成され、各委員は取締役会の決議によって選定されます。また、各委員のうち過半数は、社外取締役となります。

(3) 監査役は、取締役会における議決権を有しておりませんが、監査委員である取締役は議決権を有しております。この点が監査役会設置会社と指名委員会等設置会社の相違点の一つであります。

(4) 監査役会設置会社の監査の範囲は、原則として適法か否かの「適法性監査」となっていますが、指

名委員会等設置会社では、「妥当性監査」も加わるため、経営全般にわたる幅広い監査が可能となります。

- (5) 欧米では、わが国のような監査役制度がないことに加え、監査役は取締役会での議決権がないため、取締役会の監督機能などについて、海外機関投資家等から容易に理解が得られませんが、指名委員会等設置会社は監査役制度に比べて分かりやすい機関設計となります。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ①監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行するため、指名委員会、監査委員会、報酬委員会及び執行役に関する規定を新設するとともに、監査役及び監査役会に関する規定を削除するものであります。
- ②会社法等の改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社には、電子提供措置に係る改正法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりましたので、所要の変更を行うものであります。
- ア. 変更案第 16 条第 1 項は、株主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- イ. 変更案第 16 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ウ. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 16 条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- エ. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ③会計監査人の責任免除に関する規定を取締役の責任免除と合わせるものであります。
- ④その他、上記各変更に伴う条数や字句を変更し、併せて一部表現の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容については、別紙のとおりです。

なお、本議案に係る定款変更の効力は、本総会終結の時をもって生じるものといたします。

(3) 日 程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2022 年 3 月 25 日

定款変更の効力発生日（予定） 2022 年 3 月 25 日

(注) 現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）及び変更案第 16 条（電子提供措置等）は、附則に定める時に効力が生じるものといたします。

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当会社の公告は、電子公告とする。<u>但し</u>、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(機 関)</p> <p>第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 8 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条</p> <p>1. 当会社は、株主名簿及び新株予約権原簿(以下「株主名簿等」という。)の作成及び備置きその他株主名簿等に関する事務を取り扱わせるため、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当会社の株主名簿等は、株主名簿管理人の営業所に備え置き、当会社においてこれを取り扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当会社の公告は、電子公告とする。<u>ただし</u>、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(機 関)</p> <p>第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> (3) <u>執行役</u> (4) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議 <u>又は取締役会の決議による委任を受けた執行役</u>によって定める。</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 12 条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 13 条 1. <u>株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第 14 条～第 15 条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める株式取扱規則</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 12 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 13 条 1. <u>当会社の株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。</u></p> <p>2. <u>当会社の株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役又は執行役が議長となる。当該取締役又は執行役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役又は執行役が株主総会の議長となる。</u></p> <p>第 14 条～第 15 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 16 条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 17 条～第 19 条（条文省略）</p> <p><u>（代表取締役及び役付取締役）</u></p> <p>第 20 条</p> <p>1. <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p><u>（取締役会の招集権者及び議長）</u></p> <p>第 21 条</p> <p>1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に欠員又は事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p><u>（取締役会の招集通知）</u></p> <p>第 22 条</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは</u>、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>1. <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法律省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 17 条～第 19 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p><u>（取締役会の招集権者及び議長）</u></p> <p>第 20 条</p> <p>1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項に定めた取締役に事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p><u>（取締役会の招集通知）</u></p> <p>第 21 条</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発するものとし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは</u>、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>株主総会</u>の決議によって定める。</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第 28 条 <u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第 29 条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 23 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>報酬委員会</u>の決議によって定める。</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第 30 条</u></p> <p><u>1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 31 条</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 32 条</u></p> <p><u>1. 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役会の決議)</u></p> <p><u>第 33 条</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第 34 条</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 35 条</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 36 条</p> <p>1. 当社は、監査役（監査役であった者を含む。） <u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意で かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議 によって、法令の定める限度額の範囲内で、その 責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定によ <u>り、監査役との間で、当該監査役の同法第 423 条 第 1 項の責任につき、善意でかつ重要な過失が ない場合は、法令が定める額を限度として責任 を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 指名委員会、監査委員会及び 報酬委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(各委員の選定方法)</u></p> <p>第 27 条 <u>当社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会 の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によ って選定する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(各委員会規則)</u></p> <p>第 28 条 <u>各委員会の権限その他各委員会に関する事項は、 法令又は本定款のほか、取締役会において定める 各委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 6 章 執行役</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(執行役の員数)</u></p> <p>第 29 条 <u>当社の執行役は、10 名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(執行役、代表執行役及び役付執行役)</u></p> <p>第 30 条 <u>1. 取締役会は、その決議によって執行役を選任す る。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 会計監査人</p> <p>第<u>37</u>条～第<u>38</u>条（条文省略）</p> <p>（会計監査人の責任免除）</p> <p>第<u>39</u>条</p> <p>1. 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10,000,000 円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額と</u></p>	<p>2. <u>取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって執行役社長、執行役副社長、専務執行役、常務執行役を定めることができる。</u></p> <p>（<u>執行役の任期</u>）</p> <p>第<u>31</u>条</p> <p><u>執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u></p> <p>（<u>執行役の責任免除</u>）</p> <p>第<u>32</u>条</p> <p><u>当社は、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 会計監査人</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>34</u>条（現行どおり）</p> <p>（会計監査人の責任免除）</p> <p>第<u>35</u>条</p> <p>1. 当社は、<u>会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間で、当該会計監査人の同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>する。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第40条～第43条（条文省略）</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>第8章 計 算</p> <p>第36条～第39条（現行どおり）</p> <p><u>（附 則）</u></p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>第1条</u></p> <p><u>第5期定時株主総会終結前の監査役（監査役であつた者を含む。）の行為については、なお変更前定款第36条第1項の規定を適用する。</u></p> <p><u>（株主総会参考書類等の電子提供措置等に関する経過措置）</u></p> <p><u>第2条</u></p> <p><u>1. 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（2022年9月1日。以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、施行日から6ヵ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>